

建設業法第二十七条の二十三の「経営状況」分析業務約款

第一条 申請者（以下甲という）と国土交通省登録経営状況分析機関である株式会社マネージメント・データ・リサーチ（本社：東京都港区虎の門1 - 1 - 12 虎の門ビル、以下乙という）は、この約款に定められた事項を内容とする契約を締結する。

第二条 甲の「経営状況分析申請書」が乙の許に到着した日をもって、甲乙間の契約は締結されたものとみなす。

第三条 契約の内容

- (1) 甲は建設業法第27条の23の「経営状況」分析業務を乙に申し込み、乙はこの申し出を受諾した。
- (2) 甲は、乙より予め指定された提出書類等及び業務の必要上乙より要請された追加資料等の提出については、真摯に協力する。
- (3) 提出書類等の内容に疑義があるときは、疑義が単純な場合は甲の同意を得た上で乙は評点を算定し、疑義が重大な場合は書類等の再提出を求めた上で乙は評点を算定する。疑義が重大であるかどうかは乙の判断による。
- (4) 甲が書類等の再提出に応じない場合及び乙が再提出を求めた後2週間経過するも甲から要請した書類等の提出が無い場合は、乙は本契約を解除できる。
- (5) 乙は、書類等を受理した日から原則として20日以内に甲に結果を文書で通知する。但し、乙が書類等の再提出を求めた場合の要請から受理までの間の日数は20日の算定に加えない。

(6) 乙は、業務上の知り得た内容（公開情報等の既知の情報を除く）については守秘義務を負う。

(7) 乙が登録機関に遵守すべきものとして定められた「経営状況分析実施マニュアル」に反して業務を行い、その結果甲に損害を与えた場合は、乙は甲の損害を賠償する。

(8) 甲は、申請に先立って分析の料金13,000円（税込）を所定の方法で支払い、支払を証する書類の写しを申請書に添えて提出する。乙が一旦受領した料金は理由の如何を問わず返金されない。

第四条 前各条に定めのない事項については、甲乙信義誠実の原則に則り、別途協議するものとする。

以上